

いつもお世話になります。

今月の元気手帳の「積極的に行動しよう」を読むと、「知行合一」という四字熟語が頭に浮かびます。知識と行為は一体であるということ。本当の知は実践を伴わなければならないということです。私には特に必要なものだと思います。

今月もよろしく願いいたします。



私たちが感銘を受けた

先人の言葉

自分自身を
裏切らないような
戦いも目標にするだけ

野村忠宏
(柔道金メダリスト)

積極的に行動しよう！

- ◎見ただけでは、
したことにならない
- ◎聞いただけでは、
したことにならない
- ◎思っただけでは、
したことにならない
- ◎したことだけが、
したことになる

～元気手帳より～

今月のいろいろ「掲示板」

【桜満開】

事務所周辺の桜が満開になりましたが、皆さまお花見は行かれましたでしょうか。「予祝」あまり聞きなれない言葉ですが、古代日本人の一番の願いは、秋の豊作でした。その願いの実現のためにお花見をしたという説があります。お花見がまだという方は、高山の方は蕾の様なのでドライブをしてみても、いいかもしれませんね。



知っところ！「税務のマメ知識」

【イートイン/テイクアウトと軽減税率の適用関係】

コンビニやスーパーマーケット等には、店舗で飲食できるイスやテーブルが置かれた“イートイン”（食事の提供）のコーナーが設けられていることがあります。イートインと“テイクアウト”（飲食料品の譲渡）のいずれも行っている店舗の場合、本年10月から飲食料品を提供する際に標準税率又は軽減税率のいずれを適用するのか判断が必要となります。適用税率を判断するにはまず、①その店舗にイスやテーブル等があるか否か確認をします。イスやテーブル等がなければ、その店舗で行われる飲食料品の提供は、飲食料品の譲渡として軽減税率が適用されます。店舗にイスやテーブル等がある場合には、②そこで飲食ができるのか否かの判定をすることになります。そのイスやテーブル等での『飲食はご遠慮ください』といった飲食禁止の旨が明示され実際に飲食の実態がない場合は、食事の提供に用いられる“飲食設備”がないこととなります。この場合、その店舗で行われる飲食料品の提供は、飲食料品の譲渡として軽減税率が適用されることとなります。店舗で飲食できるイスやテーブル等があるケース、つまりイートインコーナーがある場合は、③飲食料品の提供の際に、顧客への意思確認が必要となります。顧客が店舗で飲食する場合は食事の提供として標準税率が適用される一方、持ち帰る場合には飲食料品の譲渡として軽減税率が適用されます。意思確認の方法としては、毎回店員が顧客に口頭で確かめる必要は必ずしもありません。例えば、持ち帰りが多いスーパーマーケットの場合では、『休憩スペースで飲食する場合にはお申し出ください』といった提示をしておくなど、営業実態に応じた意思確認で差し支えありません。

（引用：週刊税務通信 3551号）

事務所あれこれ日記

☆確定申告お疲れ様会をしました☆
所員全員で夜ご飯を食べに行きました。
無事終わることができて、ほっとしております。
皆さまご協力ありがとうございました。



AOKI LICENSED TAX
ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com

